

こうとうオーラルヒストリー動画制作事業業務委託仕様書

1 件名

こうとうオーラルヒストリー動画制作事業業務委託

2 履行期間

業務締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

江東区総務部総務課が指定する場所

4 事業目的

近年、地域社会における人々のつながりや生活文化の記録が急速に失われつつある中、地域に根ざした記憶や経験が共有される機会も減少し、貴重な生活史や地域の語りが埋もれてしまう懸念がある。

特に、本区においては、「東京大空襲」、「水害」、「ごみ戦争」といった困難に直面し、区民、議会、行政が一丸となり乗り越えてきた地域でありながら、区民一人ひとりの視点から十分に記録・伝承されていないのが現状である。

「東京大空襲」、「水害」、「ごみ戦争」を体験した区民の貴重な記憶が埋もれることがないよう、区民インタビュー形式により体験者の経験、感情、背景等の「生きた歴史」を収集し、オーラルヒストリー動画等により記録することで、公文書や歴史文献には残りにくい歴史資料を制作し、将来の財産として次世代に伝承していく。

5 業務内容

受託者は、「4 事業概要及び目的」及び「東京大空襲」、「水害」、「ごみ戦争」の3テーマの歴史を十分に理解した上で、区民インタビューにより体験者の貴重な記憶を収集し、オーラルヒストリー動画及び文字起こしをし、要約したPDFファイルを制作し、納品する。また、本事業の周知に必要なパンフレットや展示用パネルを制作し、納品する。

（1）制作テーマ

以下の①から③までの3テーマとし、当該歴史を十分に理解した上で、撮影等の一連の作業に臨むこと。

①東京大空襲

1945（昭和20）年3月9日夜半から10日未明にかけて行われた東京大空襲は、本区を含む下町一帯をわずか一夜にて焦土化し、その被

害は消失戸数 63, 238 戸、死者 31, 681 名にも及び東京都全域の死者 72, 172 名の約 44% が江東区という想像を絶する被害を受けた。その絶望と苦しみの底から、本区は奇跡的な復興を遂げた。

②水害

大正期から昭和期にかけて、工業化に伴う地下水の汲み上げにより地盤が沈下し、本区では満潮時の海面より低い土地が広く分布するようになった。

そのため、本区では台風や集中豪雨による高潮襲来で水害被害が複数回発生し、中でも 1949（昭和 24）年 8 月のキティ台風では、区内のほとんどが浸水し、死者 13 名、床上床下浸水 31, 938 件に及び、区全域で甚大な被害を受けた。

現在、本区は周囲を高い堤防で囲い、内部の河川水位をポンプで調整する等の治水対策が行われ、昭和 40 年以降は洪水氾濫や高潮氾濫は発生していない。

③ごみ戦争

昭和 30 年代以降、都内のごみ量が爆発的に増え続けたため、埋立処分場を抱える江東区に清掃車が集中し、当時の区民は渋滞、騒音、悪臭等に長年悩まされていた。そのような中にあっても各区の清掃工場建設が進展しない状況が続いた。これを受け東京都知事は、徹底的にごみ対策を進めるとして、1971（昭和 46）年に東京都知事が「ごみ戦争」を宣言した。一方、江東区は都や 22 区に対して、「自区内処理の原則」と、「迷惑負担公平の原則」を求めて運動を起こした。これらの運動がその後の東京のごみ問題解決への礎となった。

本区は、東京のごみ問題に真剣に取り組み、現在では最終処分場や清掃工場を有する地域となっている。

（2） インタビュー対象者

インタビュー対象者（以下、対象者という。）は、次の①と②の両方を満たす者とする。なお、対象者の選出は本区が行うが、本事業の目的を達成するために適格な候補者がいる場合は、本区に積極的に提案すること。

- ① 「東京大空襲」、「水害」、「ごみ戦争」のうちいずれか 1 つ以上を体験し、当時の経験、感情、背景等を証言することが可能な者。
- ② 発生当時、区内在住、在学、在勤していたなど本区にゆかりがある者。
※ インタビューは 15 名（1 テーマあたり 5 名 × 3 テーマとする）を対象に実施する。

（3）撮影

- ① 対象者へ本事業の目的を説明するとともに、事前にアンケート等を実

- 施し、当時の経験、感情、背景等の証言が撮影当日に引き出せるよう、十分に準備を行うとともに、適格なインタビュアーを配置すること。
- ② 対象者と撮影スケジュール、場所、内容について調整すること。
 - ③ 撮影前に、撮影スケジュール、場所、内容が分かる資料を本区に提出し、承認を受けること。
 - ④ 撮影場所等の使用手続き等が必要な場合は、原則として受託者が行う。江東区役所本庁舎等の施設を使用する場合は、速やかに本区担当者へ相談すること。
 - ⑤ 撮影に要する物品・機材等の準備・運搬等は受託者が行うこと。なお、動画は二方向以上で撮影すること。
 - ⑥ 撮影には原則として本区担当者が同行する。撮影日が土・日曜、祝日及び夜間となる場合は、本区担当者と事前に協議すること。
 - ⑦ 撮影にあたっては、通行車両、自転車または歩行者等との接触等による事故防止策を講じるとともに、周囲に迷惑がかからないように十分に配慮すること。
 - ⑧ 対象者への謝礼は、1名あたり15,000円を目安として設定し、本契約金額に含めること。また、対象者への謝礼の支払いを証明できる書類（領収書の控え等）を区に提出すること。

（4）成果物及び納期

成果物は以下の①から⑤までとし、令和9年3月上旬までに納品すること。なお、各成果物の完成前に、本区担当者による内容確認や修正指示の機会を複数回設けることとする。また、動画及びPDFファイルについては、対象者に公開する前に内容確認の希望の有無を確認し、希望がある場合は内容確認や修正指示の機会を1回以上設けること。

やむを得ない特別な事由により成果物の納品ができない場合は、区と協議すること。

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果物に不備が発見された場合は、本区の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正等を行うこととする。

①動画

ア YouTubeへのアップロードや、展示会場での上映等を想定した動画を制作すること。なお、YouTubeの利用規約に違反しないよう、内容等に十分に配慮すること。

YouTubeへの投稿は本区が対応する。

イ 対象者1名につき1本の動画を制作する。（合計で15本の動画を制作する。）また、1本10分を目安に制作すること。

ウ 対象者15名の語りの要所等を抜粋し、編集したダイジェスト動画を1本制作する。なお、ダイジェスト動画は10分を目安に制作すること。

エ 日本語字幕を挿入（原則ルビも挿入）し、聴覚障害者にも理解できる映像とすること。

オ 写真、音楽（BGM）、コンピューターグラフィック、イラスト等を適宜挿入すること。

カ 制作する動画のアスペクト比は16：9とし、YouTube等にアップロードが可能で、画像・音声が鮮明に視聴できる仕様にすること。

キ 対象者15名分とダイジェスト動画を記録したDVD-R等の外部記憶媒体を3枚ずつ納品すること。（USBメモリーは不可。）なお、動画データはYouTube投稿を想定した公開用動画データと非圧縮で高画質の記録用動画データ（動画形式はMP4とする）の両方を記録して納品すること。

②PDFファイル

ア 区ホームページ等での公開を想定し、制作すること。

イ 対象者1名につき1点のPDFファイルを制作する。（合計で15点のPDFファイルを制作する。）

ウ イラストや写真などを用いて、平易な文書で見やすいレイアウトとすること。

エ 原稿内の漢字には、小学生が読むことも考慮し、原則ルビを挿入すること。

オ スキャン画像のみのPDFファイルは認めず、文字検索が可能なテキスト情報を含むPDFファイルで納品すること。

カ 対象者15名分を記録したPDFファイルをDVD-R等の外部記憶媒体を3枚ずつ納品すること。（USBメモリーは不可。）

③事業周知用パンフレット

ア 本事業のPRとオーラルヒストリー動画閲覧を促すこと等を想定し、本区及び受託者で協議の上で制作する。また、パンフレットには区長あいさつを掲載予定である。

イ サイズはA3横、二つ折り、1枚、フルカラー、4頁とする

ウ 事業周知用パンフレットの納品数は500枚とする。また、パンフレットのPDFファイルを記録したDVD-R等の外部記憶媒体を3枚ずつ納品すること。（USBメモリーは不可。）

④展示用パネル

- ア 本事業のPRとオーラルヒストリー動画閲覧を促すこと等を目的に、江東区役所や文化センター等の公共施設等に設置する展示パネルを制作する。なお、本契約ではパネル制作に係る経費を計上することとし、展示に関する経費は含まないものとする。
- イ 制作パネルのサイズは原則A1サイズ以上とし、本区及び受託者で協議の上、以下のAからFまでのパネルを制作する。なお、展示スペース等の都合により、すべて展示しなくてもパネル展示が成立するよう制作すること。また、C、D及びEのパネルの制作数は同数となるよう制作すること。
- A 入口用パネル（タイトル・展示内容があるもの） 1枚
- B 江東区年表 1枚
- C 東京大空襲パネル（解説含む） 4枚程度
- D 水害パネル（解説含む） 4枚程度
- E ごみ戦争（解説含む） 4枚程度
- F 江東区付近の航空写真 2枚（東京大空襲当時と現在の1枚ずつ）
※パネル展示の際は、上記のパネル展示に加え、オーラルヒストリーのダイジェスト動画の放映と事業周知用パンフレットの配架を行うことを想定している。
- ウ 納品後に速やかに展示できる状態で納品すること。

⑤撮影素材一式

動画、PDFファイル、事業周知用パンフレット、展示用パネルに使用した写真、映像、イラスト等の素材（第三者が権利を有しており、本区による二次使用が不可能であるものを除く）を記録したDVD-R等の外部記憶媒体を3枚ずつ納品すること。（USBメモリーは不可。）納品すること。また、素材名、使用用途や、第三者が権利を有しているものについては権利者、申請日等の情報を掲載した一覧表のデータも納品すること。

（5）独自提案

前記に挙げた内容に加え、本事業の目的を満たす独自提案を1つ以上提案すること。なお、独自提案の成果品や撮影素材一式（一覧表を含む）は、第三者が権利を有しており、本区による二次使用が不可能であるものを除き、本区と受託者とで協議した方法や期日等に従って納品すること。

【独自提案（例）】

次世代へのPRに関する取組、日本語に不慣れな外国人等にも内容が伝わりやすくする工夫や取組、図書館等に配架する冊子の制作、対象者の親族

や友人等の感想や思い出話などの挿話等

6 契約金額

本業務に要する経費及びその他発生する経費は、本仕様書に特段の記載がない場合は、すべて契約金額に含むものとする。

7 支払方法

業務完了後、履行内容を本区担当者が検査し、合格後一括払いとする。（業務完了届、請求書を区に提出すること。）

8 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたり、円滑に遂行できる能力を有する人員を配置することとし、指揮監督する業務責任者と本区と連絡調整にあたる連絡担当者を定めること。
- (2) 一連の工程等において、著作権、肖像権、意匠権等の権利侵害やコンプライアンス違反にあたらないよう、必要な手続き、処理、配慮等を必ず行うこと。また、対象者のプライバシーにも十分に配慮すること。
- (3) 使用する写真等の素材については、本区と受託者で協議を行う。
なお、本区が保有する写真等の素材の提供は、著作権の侵害等にあたらない範囲とする。本事業の実施のため、第三者が権利を要する写真等を使用する場合は、受託者が権利者へ必要な手続きを行うこととし、権利者には、二次利用を含めた使用の承諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。
- (4) 納品された成果物、素材等の著作権及びその他の知的財産権は、第三者が権利を有する者を除き、すべて本区に無償で譲渡するものとし、本区はホームページ、広報紙、冊子等への掲載やLINE等のSNSへの投稿等に隨時使用できるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途本区と協議することとする。
- (5) 本区に提供した成果物や素材等について、著作権等の権利侵害を主張された際の一切の費用は受託者が負うものとする。
- (6) 個人情報の取扱は、別紙特記条項のとおりとする。原則、本業務の再委託は不可とするが、本区による承諾を受けた場合に限り、一部業務の再委託を可とする。
- (7) 受託者は、業務を通じて知り得た事項について、その一切を第三者に漏らし、または利用してはならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本区と協議の上、

決定すること。

9 担当者

江東区総務部総務課総務係 石川・谷本

電 話：03-3647-4020

FAX：03-3699-8773